

令和8年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

知的財産法

下記の(1)から(25)までの事実（すべてが、日本国内で生じた事実とする）を前提として、  
(問1)から(問11)までの設問に答えよ。

(1) 2000年頃から、日本国内で、犬、猫等のペット用に、次の(1-a)から(1-h)までに示す特徴を有する保温シート（以下、「床置き用保温シート（既存）」という）が、様々な企業によって、製造および販売されている。

(1-a) 「床置き用保温シート（既存）」は、3層からなる。

(1-b) 第一の層は、略（注：「ほぼ」と読む）正方形または略長方形の不織布または織布である。多くの場合、ペットの汗、尿、嘔吐物等に含まれる水分を透さない防水性の素材が用いられる。

(1-c) 第二の層は、厚さ5～10mm程度の合成樹脂で、中に多くの気泡を含み、断熱性のある素材からなる。

(1-d) 第二の層の形状は、第一の層よりも、やや小さい、略正方形または略長方形である。

(1-e) 第三の層は、通気性（注：空気も水蒸気も通す）、および透水性（注：液体の水を通す）のある、不織布または織布で、第一の層とほぼ同じ大きさの、略正方形または略長方形である。

(1-f) 第一の層と第三の層の四辺には、面ファスナー（一般的には、特定の企業の商標である「ベルクロ」や「マジックテープ」の名称で呼ばれることが多い）がとりつけられている。

(1-g) 使用時には、第一の層と、第三の層との間に、第二の層をはさみこみ、面ファスナーを用いて、第一の層と、第三の層とを、接合する。

(1-h) 洗濯、清拭等の際には、各層を分離する。

(2) 「床置き用保温シート（既存）」の一般的な使用方法は、次の(2-a)から(2-d)までのとおりである。

(2-a) 冬季など、気温が低い時期に、住宅の床等の上に、床置き用保温シートを平らに置く。

(2-b) このとき、第一の層が床側になり、第三の層が上側になるようにする。

(2-c) 犬、猫等は、「床置き用保温シート（既存）」の上で過ごす。

(2-d) 犬、猫等の体温が、冷たい床の側に奪われることを、床置き用保温シートが防ぐから、犬、猫等は、快適に過ごすことができる。

(3) A社は、ペット用品の製造、販売等を主な目的とする株式会社である。

(4) 2018年3月中に、A社の従業員であるa1、a2、およびa3は、新しいペット用の保温シート（以下、「A社製品」という）を開発した。その構造は、次の(4-a)から(4-e)までのおりである。

(4-a) 「A社製品」は、2層からなる。

(4-b) 第一の層は、ポリエステル繊維からなる、略正方形または略長方形の不織布であり、その一方の面に、断熱材を塗布したものである。

(4-c) 第二の層は、液体の水は通さないが、通気性がある不織布で、第一の層とほぼ同じ大きさの略正方形または略長方形である。

(4-d) 第一の層と第二の層の四辺には、面ファスナーがとりつけられている。

(4-e) 使用時には、面ファスナーを用いて、第一の層と、第二の層とを、接合する。

(5) 「A社製品」の第一の層の一方の面に塗布される断熱材は、タンクに入れた合成樹脂エマルジョンに、ガラス製の微細な粒子と、分散剤と、粘着剤とを投入し、攪拌することによって、製造される。その詳細は、次の(5-a)から(5-g)までに示すとおりである。

(5-a) 合成樹脂エマルジョンとは、水の中に、合成樹脂の微細な粒子を、略均一に分散させたものである。

(5-b) ガラス製の微細な粒子は、アルミノ珪酸ソーダガラス（一般的な窓ガラスなどに使われているガラスの数倍以上の強度がある強化ガラスである）製で、粒径が10～50 $\mu$ m（マイクロメートル。1マイクロメートルは、0.001mm）であり、中空である。なお、タンクでの製造工程を終えた時点で、断熱材の全重量の10～20重量%が、この、ガラス製の微細な粒子である。

(5-c) 分散剤は、上記の合成樹脂エマルジョンの中に、上記のガラス製の微細な粒子を、略均一に分散させるために添加されている。

(5-d) 粘着剤は、第一の層に塗布された断熱材が第一の層から剥がれないようにするために、添加されている。

(5-e) 断熱材を、A社製品の第一の層の一方の面に塗布した後、数分で、合成樹脂エマルジョンに含まれている水の大半が蒸発する。

(5-f) このことにより、A社製品の第一の層は、一方の面に、ガラス製の微細な中空の粒子を、多数、包み込んだ、合成樹脂の薄い層を持つことになる。

(5-g) 空気には断熱効果があるところ、上記の合成樹脂の薄い層は、それが包み込んでいるガラス製の微細な中空の粒子の中に空気を持つから、断熱材として機能する。

(6) 2018年3月30日、A社は、「A社製品」において具体化されている発明について、日

本国特許庁に対して特許出願を行った（特願 2020-●●●●。以下、「A社出願」という）。

(7) 「A社出願」の【特許請求の範囲】の【請求項1】の記載（以下、「A社出願時クレーム」という）は、次のとおりである。

人又はその他の動物である生体の表面の保温を行う保温シートであって、  
フレキシブルに屈曲可能なシート状の基材と、  
通気性が確保された不織布又は織布からなるカバー体とを備え、  
前記基材における生体側の面に断熱材を含浸又は塗布することにより断熱面を形成し、  
前記断熱材は、合成樹脂エマルジョン中に、中空構造であって且つ10～50 $\mu$ mの粒径を有するアルミノ珪酸ソーダガラスと、分散剤と、粘着剤とを、前記アルミノ珪酸ソーダガラスの含有量が、全重量の10～20重量%となるように投入して、これら成分がおおよそ均一に分散するように攪拌したものであり、  
前記カバー体によって基材の断熱面をカバーした  
ことを特徴とする保温シート

(8) 「A社出願」の【発明の詳細な説明】には、上記(4)および(5)の情報が含まれており、それ以外には、断熱材の構成に関する情報は含まれていない。

(9) 特許庁の審査官は、「A社出願時クレーム」の記載について、(新規性でも進歩性でもない)ある要件を充足しないとの見解を、特許出願人であるA社の代理人弁理士に対して通知した。

(10) そこで、A社の代理人弁理士は、「A社出願時クレーム」を次のように補正した（以下、このように補正された【請求項1】を、「A社補正後クレーム」という）。

人又はその他の動物である生体の表面の保温を行う保温シートであって、  
フレキシブルに屈曲可能なシート状の基材と、  
通気性が確保された不織布又は織布からなるカバー体とを備え、  
前記基材における生体側の面に断熱材を含浸又は塗布することにより断熱面を形成し、  
前記断熱材は、合成樹脂エマルジョン中に、中空構造であって且つ10～50 $\mu$ mの粒径を有するアルミノ珪酸ソーダガラスと、分散剤と、粘着剤とを、前記アルミノ珪酸ソーダガラスの含有量が、全重量の10～20重量%となるように、おおよそ均一に分散させたものであり、  
前記カバー体によって基材の断熱面をカバーした  
ことを特徴とする保温シート

(11) 「A社補正後クレーム」により特定される発明について、特許査定が得られた。そこで、2019年11月26日、A社は、この発明について、特許権の設定の登録をした(日本国特許第●●●●)

号。以下、「A社特許」という)。

(12) A社は、2018年9月1日から、A社製品を販売している。A社製品の価格と関連する経費等は、次の通りである。なお、金額は、消費税および地方消費税の額を、含まない。

製品の種類	A社 Website での直販価格（1個あたり）	卸売価格（1個あたり）	製造原価（1個あたり）	売上個数（2018年9月1日から2020年12月31日まで）
Lサイズ	¥3,000～	¥2,100～	¥1,800～	12,000個（うち、Websiteでの販売は、10,000個）
Mサイズ	¥1,500～	¥1,050～	¥900～	36,000個（うち、Websiteでの販売は、12,000個）
Sサイズ	¥1,500～	¥1,050～	¥900～	24,000個（うち、Websiteでの販売は、20,000個）

(13) B社は、家庭用品を販売する店舗を、日本全国で展開している、株式会社である。B社が販売する商品は、B社が独自の基準で選択した色、デザイン、包装等が施されたものに限られている。そのため、B社の店舗と、そこで販売されている商品については、家庭内の美観に対する意識が高い消費者に、高い評価を得ている。B社は、同社のウェブサイトでも、商品を販売している。

(14) B社は、2018年12月頃から、A社製品を店舗で取り扱うことを検討した。B社は、その計画をA社に伝え、A社から、各サイズのA社製品のサンプルの提供を受けた。しかし、A社製品については、その機能が優れてはいるものの、その外観は、洗練されているとは言い難く、とうていB社の基準を満たさない、とB社の中で判断された。

(15) そこで、B社は、A社製品と実質的に同じ製品の外観に、B社独自のデザインを施した製品（以下、「B社製品」という）の製造を、B社と継続的な取引のあるC社に委託することにした。なお、C社は、他社から家庭用品の製造を受託することを主な事業としている株式会社である。

(16) 結局、2019年2月1日付けで、A社とB社は、次の(16-a)から(16-c)までの内容を含むライセンス契約を締結した。

(16-a) A社は、B社に対して、「A社出願時クレーム」で特定される発明（ただし、「A社出願時クレーム」が補正または訂正された場合、補正または訂正後のクレームによって特定される発明も含む。以下、「本件発明」という）の実施を許諾する。

(16-b) 期間は、2019年2月1日から1年間とし、その後は、30日前に一方当事者から他方当事者に対する契約終了の通知がない限り、1年ごとに更新する。なお、本件発明について、特許が付与されないことが確定したとき、または、本件発明について付与された特許権の存続期間が終了したときは、本契約は終了する。

(16-c) 実施料は、本件発明を実施する製品の、B社による毎月の売上を基準として、その3%とし、翌月末日までに支払われるものとする。

(17) 一方、B社は、C社に、「B社製品」の試作を依頼していた。

(18) D社は、化学合成品を含む素材を製造し、他の製造事業者の販売することを主な事業とする株式会社である。D社は、C社に対して、次の(18-a)から(18-d)までの特徴を有する断熱材（以下、「D社断熱材」という）の採用を働きかけた。D社断熱材は、2015年頃から製造および販売されている。当初は高価であったが、D社がC社に対して採用を働きかけた時点では、十分に安価になっていた。

(18-a) タンクに入れた合成樹脂エマルジョンに、樹脂製のビーズと、分散剤と、粘着剤とを投入し、攪拌することによって、製造される。

(18-b) 前記ビーズは、中空構造であって、且つ、概 $30\mu\text{m}$ の粒径を有する。

(18-c) なお、タンクでの製造工程を終えた時点での断熱材の全重量の10～20重量%が、この、樹脂製のビーズである。

(18-d) D社は、C社に対して、タンクで製造した断熱材を液状のまま、納入する。

(19) 「D社断熱材」が、「A社製品」に使われている断熱材よりも安価であり、かつ、断熱性能が同等以上であったため、C社は、B社の同意を得たうえで、「B社製品」の製造に、「D社断熱材」を利用することにした。

(20) 結局、「B社製品」は、次の(20-a)から(20-e)までに示すような特徴を持つものとなった。

(20-a) 「B社製品」は、2層からなる。

(20-b) 第一の層は、ポリエステル繊維からなる、略正方形または略長方形の不織布であり、

その一方の面に、「D社断熱材」を塗布したものである。なお、「D社断熱材」中の合成樹脂エマルジョンに含まれている水の大半は、塗布後数分で蒸発する。

(20-c) 第二の層は、液体の水は通さないが、通気性がある不織布で、第一の層とほぼ同じ大きさの略正方形または略長方形である。

(20-d) 第一の層と第二の層の四辺には、面ファスナーがとりつけられている。

(20-e) 使用時には、面ファスナーを用いて、第一の層と、第二の層とを、接合する。

(21) B社は、「B社製品」を、2019年11月から現在にいたるまで、販売価格を1個あたり¥2,800～として、店頭およびB社ウェブサイトで、販売している（C社からの調達価格は1個あたり¥800～）。そのすべてが、「A社製品」のMサイズとほぼ同等のサイズの製品である。2019年11月1日から2020年12月31日までの総販売個数は、6,000個（うち、B社ウェブサイトでの販売個数は、4,000個）である。

(22) B社は、「B社製品」が「本件発明」を実施するものではないと考えて、A社に対して、実施料を支払っていない。A社は、このことについて、不満である。

(23) A社のウェブサイトでは、「A社製品」の使用状況を示す写真（壁紙、家具など、種々の意匠が凝らされた室内で、各種サイズの「A社製品」が床に置かれ、その上に、いろいろな大きさの犬や猫がいる状況を示している）を掲載している。これらの写真は、2019年1月ころから、随時、A社の従業員が撮影したものである。以下、これらの写真を、まとめて、「A社写真」と呼ぶ。

(24) B社では、B社が販売する商品のユーザたちが互いに情報を交換できるSNS（Social Network Service）を運営している。このSNSでは、ユーザが投稿した写真に、現在B社が販売中の商品が鮮明に映っている場合には、閲覧者が、ワン・クリックで、B社ウェブサイトの中の、当該商品を販売するウェブ・ページにジャンプできるボタンが示される。

(25) このSNSには、「B社製品」の愛用者たちが投稿した、「B社製品」の使用状況を示す写真が、多数掲載されている。これらの写真の中には、「A社写真」と、室内の意匠、犬や猫の種類、撮影の角度等が似ているもの（以下、「特定のB社写真」という）が、数多く含まれている。

## 【設問】

(問1) 上記(4)および(6)に関して、A社出願を、a1、a2 および a3 ではなく、A社が行うことを正当化するためには、どのような条件が整っている必要があるか？(4点)

(問2) 上記(9)の審査官からの通知は、特許法の、どの条文によって義務づけられているか？(4点)

(問3) 審査官であれば、「A社出願時クレーム」の記載が、(新規性および進歩性以外の)どの要件を充足しないと考えそうか？ また、その理由を説明せよ。(8点)

(問4) 上記(10)の補正は、適法か否か？ また、その理由を説明せよ。(8点)

(問5) 上記(16)のライセンス契約によれば、「本件発明」について特許権が成立する前であっても、B社がA社に対して、ライセンス料を支払うことになる。そのような契約は、適法か？結論のみを示せ。(4点)

(問6) A社が、B社に対してプレッシャをかけて、B社がA社に対して実施料を支払うように仕向けたい、と考えるのは、当然のことである。この目的(以下、「本件目的」という。)のために、A社が、B社に対して、本件発明の実施について、差止めを請求するものとする。この場合において、訴状に記載されるべき「請求の趣旨」を示せ。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については記載しないものとする。(12点)

(問7) (問6)の訴状に記載されるであろう「請求の原因」として、A社が主張するであろう事実のうち、B社が反論できそうな事実を示せ。また、あなたが、そう考えた理由を説明せよ。(12点)

(問8) 本件目的のために、A社が、D社に対して、「D社断熱材」の製造および販売の差止めを請求するものとする。この場合において、訴状に記載されるべき「請求の趣旨」を示せ。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については記載しないものとする。(12点)

(問9) (問8)の訴状に記載されるであろう「請求の原因」として、A社が主張するであろう事実のうち、D社が反論できそうな事実を示せ。また、あなたが、そう考えた理由を説明せよ。(12点)

(問10) B社のSNSの運営を妨害するために、A社がB社に対して、著作権(著作者人格権については、無視してよい)を利用して訴えを起こすものとする。A社はどのような請求をす

ることが可能であると考えるか。訴状に記載されるべき「請求の趣旨」を示せ。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については記載しないものとする。(12点)

(問11) (問10)の訴状に記載されるであろう「請求の原因」として、A社が主張するであろう事実のうち、B社が反論できそうな事実を示せ。また、あなたが、そう考えた理由を説明せよ。(12点)